

日本港湾振興団体連合会定款

(名 称)

第1条 本会は、日本港湾振興団体連合会という。

(目 的)

第2条 本会は、各港湾振興協会及びこれと同じくする団体の横の連携を密にして、各港湾の民主的運動を強力に推進し、もって各港湾の振興に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、各港の振興を目的とする団体、港湾関係の団体及び有志をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 港湾振興のための諸施策の促進運動
2. 港湾諸問題の調査研究ならびに発表会の開催
3. 港湾振興事業費の予算獲得運動の展開
4. その他本会の目的達成に必要と認められる事項

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

1. 正会員
 2. 特別会員
 3. 賛助会員
2. 正会員は、本会の趣旨に賛同する港湾の振興を目的とする団体で、第12条の会費を納めるものとする。
3. 特別会員は、本会の趣旨に賛同する有識者のうちから理事会の推薦により加入し、会費を徴収しないものとする。
4. 賛助会員は、本会の趣旨の賛同する団体又は個人で第12条の会費を納めるものとする。
5. 本会の加入脱退は、理事会の同意による。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 10名以内

理事長 1名

理 事 35名以内

監 事 2名

2. 会長、副会長、理事長は理事とする。

(役員の選出)

第7条 本会の役員は、会員のうちから総会において選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員が辞任したときはその任期が満了しても後任が就任するまで引き続きその職務を行なう。

3. 補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第9条 本会に名誉会長及び顧問若干名を置くことが出来る。

2. 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

3. 理事長は、会長、副会長を補佐し、会長、副会長に事故あるときは理事長がその職務を代行する。

4. 理事は、理事会を通じ総会の決議に基づく本会会務の執行の責任に任ずるものとする。

5. 監事は、本会の業務並びに財産の状況を監査する。

(事務局)

第11条 本会の日常の事務を処理するため事務局を東京都に置く。

(会費及び会計)

第12条 本会の経費は、一般会費、寄付金、その他の収入でまかなうものとする。

2. 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

3. 既納の会費は、返還しない。

4. 寄付金の收受は、理事会の承認を得るものとする。

5. 会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

(会議)

第13条 会議は総会、理事会とする。

2. 総会は、会長が招集し毎年1回開き、本会の予算、決算及び重要事項を決議する。

3. 前項のほか会長において必要と認めたときまたは会員の5分の1以上の請求のあった

時は、臨時総会を開くものとする。

4. 総会は、会員の3分の1以上をもってこれを聞くものとする。
5. 理事会は、会長が招集し、会務執行に関する重要項目を決議する。
6. 会長は、総会に諮るべき事項で緊急を要すると認めるものは、理事会の決議を経てこれを処置することができる。
7. 総会、理事会は会長が議長となる。
8. 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門委員会)

第14条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認める時は、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(定款の変更)

第15条 本定款は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

(内規)

第16条 この定款に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な内規は会長が理事会の承認を得て別に定めることができる。

(支部)

第17条 本会は、必要に応じて支部を置くことができる。

附 則

本定款は、創立総会で議決された日(昭和42年5月20日)から施行する。

附 則

本定款は、昭和43年7月18日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

本定款は、昭和45年8月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

本定款は、昭和48年7月25日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

本定款は、昭和52年10月3日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則

本定款は、昭和53年10月4日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

附 則

本定款は、平成元年11月10日から施行する。

附 則

本定款は、平成5年10月22日から施行する。

附 則

本定款は、平成8年10月3日から施行する。

会 費 規 程

第1条 本規程は、定款第12条に規定する会費について定めるものとする。

第2条 定款第5条第2項に定める港湾の振興を目的とする団体（市町村・商工会議所を含む）の会費は次のとおりとする。

国際戦略港湾・国際拠点港湾 年会費 一口 80,000円

重 要 港 湾 年会費 一口 60,000円

地 方 港 湾 年会費 一口 40,000円

但し、分割して納入することができるものとする。

第3条 定款第5条第4項に定める団体又は個人の会費は次の通りとする。

団 体 賛 助 会 費 年会費 一口 80,000円

個 人 賛 助 会 費 年会費 一口 6,000円

第4条 会費は、入会の日より三ヶ月以内に納入するものとする。

但し、翌年度よりの会費は請求書により納入するものとする。